



① 事務委任契約

入院中または施設入所中である方の中には、判断能力が低下していない方であっても、親族がいないなどの事情によって、すぐに財産管理を誰かにお願いしなければならない場合があります。そのような場合には、任意後見契約を補完するために通常の事務委任契約を締結することで、不動産の管理や入院治療費、施設利用費の支払いなどの事務を委任することができます。契約内容は、委任者と受任者の話し合いによります。

② 任意後見契約

任意後見契約は、判断能力が低下してしまった時に備えて、判断能力が不十分な間の財産管理と療養看護に関する事務を、事前に信頼できる者に委任しておく制度です。

任意後見契約を締結するためには、本人（委任者）が、誰を任意後見人（受任者）とし、何を託すべきかを十分に検討する必要があります。

また、任意後見人には、事前に結んだ契約内容による代理権しかありません。法定後見のような同意権や取消権はありませんので、悪徳商法被害を被ったとしても、最小限で済ませることができるように財産管理の内容を検討すべきです。

③ 死後事務委任契約

死後の事務処理のために委任契約を締結することも可能です。子どもがいない場合や、身近な親族が高齢である場合などには、誰が死後事務を執り行うのか検討してみましょう。

生前発生した医療費などの清算のほか、葬儀や埋葬などに関する事務を、ご自分で決めた方に委任することも可能です。

しかし、葬儀などに関することは、残された遺族の心情にもかかわることから、その内容については慎重に考慮する必要があります。

④ 公正証書遺言

死後の事務委任契約は、あくまで葬儀・埋葬等の事務を委任するものであって、遺産をどう分配するかについては規定することができません。また、死後事務は、遺言の法定事項でもありません（遺言に記すことが禁じられているわけではありません）。

「任意後見契約」や「死後事務委任契約」に加えて、公正証書遺言を作成することにより、死後の財産の処分についても自分の意思を活かすことが可能となります。

さらに、死後の事務委任契約の存在を公正証書遺言の中に盛りこむことで、相続人やその他の親族にも自分の意思を明確に伝えることができます。